

報告第 11 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 3 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 16 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第9号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり、工事請負変更契約を締結する。

平成30年10月2日 専決

多可町長 吉 田 一 四

記

- 1 契約の目的 中町北小学校 北校舎ほか老朽改修工事
- 2 変更後の契約額 86,327,640円
(内消費税 6,394,640円)
- 3 変更前の契約額 86,868,720円
(内消費税 6,434,720円)
- 4 契約の相手方 兵庫県加東市天神341
株式会社 平尾工務店
代表取締役 平尾 博之